

北海道バレーボール協会旅費規程

(目 的)

第1条 本会の会議及び競技会並びに日本バレーボール協会が召集する会議等に出席する旅費等の支給については、この規程に定めるところとする。

(旅費の種類)

第2条 旅費の種類は、鉄道賃、車賃、航空賃、宿泊料とする。

(旅費の計算)

第3条 道内旅費は、鉄道普通運賃と乗り継ぎ交通費とし、道外旅費は、航空賃と空港までの鉄道普通運賃又は車賃と乗り継ぎ交通費とする。

2 道内での乗り継ぎ交通費は、最寄JR駅及び会場までの交通費として一律1,000円とする。

3 片道50Kmを超える場合は特急料を支給するが、JRのSキップ・Rキップ運賃等により支給する。

4 航空賃は、往復割引料金とする。

5 道外での車賃、乗り継ぎ交通費はモノレール、地下鉄運賃等とする。

6 宿泊を伴う場合は、宿泊料を支給するものとし、宿泊料は10,000円を上限とする。ただし、宿泊場所が定められている場合の宿泊料はその実費とする。

7 会議開催地に居住し、居住地で開催される会議に出席する場合は一律1,000円とする。

(その他)

第4条 専門委員会が召集する会議等についてもこの規程を適用する。

2 旅費は重複して支給を受けることはできない。

改正経過

平成23年3月19日一部改正（日当を廃止）

附 則

この規程は、平成25年5月25日から施行する。